学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)に寄せられた 意見等の状況と対応について

1 経過

- (1) 区民意見反映制度による意見募集【9月11日~10月8日】
- (2) 説明会開催【区主催により3回開催(9/24、9/26、10/2)。延べ参加人数111人】
- (3)説明会開催 【光が丘パークタウン春の風公園街団地管理組合主催。参加人数約50人(管理組合主催のため参考)】

等により計333件のご意見等が寄せられた。

なお、上記以外に学校施設利用団体への説明会(4回開催:9/9~9/19)および地域の方からの要請による説明会(11/20)を実施している。

2 学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)について寄せられた主な意見と区の 考え方

区民意見反映制度や説明会などを通して学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)について寄せられた主な意見とそれに対する区の考え方は表のとおり。

表 学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)について寄せられた主な意見

対応欄に◎があるものは、案へ反映するもの)
 ○があるものは、既に反映済みのもの)
 △があるものは、今後の具体化で参考とするもの)
 ※があるものは、その他のもの)
 □があるものは、案への反映が困難なもの)

		意見(要旨)	区の考え方	対応
第 4 章	民間への貸与	◇ なぜ民間に貸すのか。企業への貸し出しは反対である。区民のための施設とするべきだ。	· ·	

			者の誘致により、勤労世代が日々まちを訪れ、 周辺での消費活動も生じるなど地域の活性化に 資すると考えているためです。 なお、貸与の対象となる民間利用者は、上記 のような業務系の事業者のみに限定するもので はなく、学校や福祉施設として活用する事業者 も含みます。	
第4章		◇企業を誘致すること を業を誘致するは基本的には基本的にない。 をはとと思うが、企とのが を対することので、で を図しないので、で ものいので、で ものいのでででで ものいのでででで ない。	進出する事業者については、区内の産業基盤の強化やまちの活性化に寄与する事業者、または区の喫緊の課題の対応への取り組みなどに資する事業を営むもので、周辺の住環境やお住まいの方々と協調できる事業者とします。 具体的には、アニメ産業など地場産業の強化に繋がる施設や専門学校など教育関係施設、高齢者や子どものための施設などとして活用する民間事業者を優先的に誘致します。	◎ P12 追記
		◇民間利用者の選定 にあたっては、透明 な選定の過程を踏 んで借受者を決定 してほしい。	公募の条件、選定評価の考え方を公表していきます。選定は外部有識者委員も含む選定委員会を設置し、公平な審査の担保を図ったうえで、評価基準等に基づき選定していきます。 選定審査については、事業者の自由な発想に基づくプレゼンテーションを期待し、また、提案内容が応募者にとって重要な秘密事項を含むことも想定されますので選定委員会で行い、選定後に候補者となった事業者の提案内容や選定の理由について公表します。	
		◇民間利用を定めた 活用基本計画を決 定後、住民との話し 合いの場を設定す るのか。	民間利用者選定の手続きの過程においては、 公募要領や選定評価の考え方などを公表すると ともに、借受候補者が決定した際は、その実施 事業の内容等について周辺住民の方々に対し説 明を行い、区が必要な調整を行った後に、借受 者を決定します。	◎ P16 追記
	地域施設	◇地元住民が使える スペースがもっと 必要である。	光が丘地域では地区区民館等の施設について の計画的な整備については完了しています。し かし、小学校がこれまで地域コミュニティの形 成の場ともなっていた点について配慮し、地域	

			の方々が気軽に立ち寄れる、地域交流コーナーを光が丘第二小学校および第五小学校跡施設への設置を計画しています。 また、第五小学校に設置する文化芸術・多文化共生支援施設には、様々な活動に利用できる貸し出し施設も整備する予定であり、地域の方々の利用も可能となります。	
第 4 章	高齢者・保育園	◇特別養護老人ホーム等高齢者施設である。 は、おきである。	特別育園題で 大ど と に 間 と い で と と で は 想 と こ の と に で と と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で は 想 で と で も し に な が か な で と で は 想 で と で も し に な が か な で と で は 想 で と で も し に な か か に で も で た で と で も と で は 想 で と で も と で も と で も と で も と で も と で も と で も と で も と で は 想 で か か に か か に か た か は か に か か に か か に か か か に か か か に か か に か か ら い か は は と で い る り い の な の に で も で と な り い の な の に で も で も で か が な で か が れ か な で か が れ な で か が れ な で か が れ な で も に で も で い な が か に は な と で も で も で か が な で か が れ な で か が れ な で か が れ な で か が れ な で か が れ な で か が れ な で か が れ な で か が は は に と で い ま は は に と で い ま は は に と で い ま は は に と で い ま は は に と な り い が ま は は に と で い ま は は に と で い ま は は に と が ま は は に と が ま は に と な り ま は は に と が ま は に と な り ま は に と が ま は に と な り い ま は に と な り い ま は に と な り い ま は に と な り い ま は に と な り か に ま な か に ま な り か に ま な な り か に ま な か に ま な な り か に ま な な り か に ま な り か に ま な り か に ま な り か に ま な な り か に ま な な り か に ま な な り か に ま な な り か に ま な な か は ま な な り な な な な な な な な な な な な な な な な	△ P6 P8 P12 追記
	病院	◇光が丘第七小学校 を使うことについ て日大病院とはど れだけ協議してい るのか。	区では、日本大学医学部付属練馬光が丘病院の施設は老朽化等により、今後 10 年程度の間に大規模改修や建替が必要になることを想定しており、光が丘第七小学校跡地をその際の「関連用地」として活用できるよう準備しておくことが必要であると判断をしているものです。「関連用地」としての具体の活用方法については、適切な時期に日本大学医学部を含め、関係者との協議を進めていきます。	*

第 5 章	学校開放事業	◇現在、学校開放事業 で利用している学 校の校庭や体育館 を引き続き利用で きるようにしてほ しい。	学校開放事業については、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を図るものであり、跡施設となる施設での開放事業の実施は困難です。 統合新校において統合される2校の施設利用団体が可能な限り公平に利用できるように調整していきます。 また、公共的利用を行う第二小学校および第五小学校跡施設のグランド等については、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選など公平な方法による利用を討していきます。 なお、民間による利用を計画する跡施設は、一括貸与を想定しておりますが、借受者の地域との協調関係を担保する中で、体育館およびグランドの区民利用についても協議を行います。	
第 5 章	避難拠点	◇発災時の避難場所 につか。 ◇避難拠点が光がらがまがまるのか。 ◇避難拠点が光がままがまで築き上げるでいまでででででででででである。	跡施設を活動拠点とする避難拠点運営連絡会については、他の連絡会と統合することを基本としますが、各避難拠点連絡会のこれまでの活動を踏まえ個別に協議します。 また、避難場所や備蓄倉庫等については、各跡施設の利用方法を踏まえ、可能な限り引き続き利用するとともに、光が丘地域全体の中で調整し、確保していきます。 なお、民間による利用を計画する跡施設は、一括貸与を想定しておりますが、借受者の地域との協調関係を担保する中で、災害時の避難スペース等としての利用についても協議を行います	
	都市計画	◇ 光が丘第三小学校の跡施設活用については、どのような法律の見直しが必要なのか。 現行の規制内容で、専門学校や一般企業の事務所は実現できるのか	光が丘第三小学校の跡施設活用に限らず、他の3跡施設においても、現行の都市計画「一団地の住宅施設」において、小学校用地として位置づけているため、小学校以外の施設で利用するには、都市計画の見直しが必要となります。	◎ P15 修正

第 6 章	民間への貸与	◇光が丘第三小学校の スケジュールは民 間事業者を入れる には早すぎる。	跡施設は貴重な区民共有の財産であり、また防犯上および施設の維持保持上も、未利用の期間を短くし、速やかに再活用することが必要です。 民間利用者を誘致する施設は、借受者決定後に改修等の設計を行うことになるため、公募方法の検討や応募、選定に要する期間を踏まえつつ、できるだけ早期に借受者を定めたいと考えております。 借受者による利用の開始時期については、利用の用途や改修の程度により異なりますが、民間における年度等に縛られない設計・工事の実施などその機動性を想定し、予定スケジュールを目安として記述します。	
	教育関連	◇更なる少人数学級になっても教室は足りるのか。◇いつでも小学校に転用できるように考えてほしい。	活用基本計画(素案)は、学校適正配置第一次実施計画を前提としているため、将来あらためて学校施設として利用することは想定していません。なお、児童・生徒数の増減や学級定員の見直しへの対応は、教育委員会が児童・生徒数の推移や学級編成基準に関する国や都の動向を注視しつつ、適切に対応します。 なお、今後の児童数については、光が丘地域およびその周辺地域を含めて減少傾向にあると捉えており、教室数が不足する懸念は持っていません。	
全般		◇ 私たちの意見を聞いて何か変わるのか。	素案について、区民の皆様等のご意見等をお 聞きし、必要な修正を行っていきます。	0
	全般	◇説明の機会が少ない。今回の説明会だけで終わらせるのか。	公募区民を含む「学校跡施設活用検討会議」 を平成20年度に設置し、この検討会議からの報告書を踏まえて、本素案を策定しました。 今回の素案についての3回の説明会と区民意見反映制度(パブリックコメント)により、区民の方々からの様々なご意見等を頂いたうえで、これら意見を踏まえて、必要な修正を加え活用基本計画を策定していきます。 公共的施設の概要や民間の借受候補者が明確	△ P16 追記

	になる時期など活用基本計画が更に具体化した 段階で、周辺地域の住民に対し、説明会を開催 します。	